

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

封じ込めから、重症化対策へ

- ① **重症患者に対応**できる病床の確保と救命を最優先とする体制の整備
- ② 院内感染対策の徹底により、基礎疾患をもつ患者等の感染防止を強化
- ③ 感染拡大及びウイルスの性状の変化を**可能な限り**早期に探知する
サーベイランスの**着実な実施**
- ④ 感染の急速な拡大と一斉の流行を防ぐための公衆衛生対策の実施

ポイント： これまでは、感染者・患者の発生した地域を大きく2つのグループに分けて指針の運用を行ってきたが、今回、このグループ分けを廃止。

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

患者対応の変更

- ① 新型インフルエンザの患者は原則として外出自粛・自宅療養。
- ② 基礎疾患を有する者等に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与。重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、必要に応じ入院治療。
- ③ かかりつけの医師がいる場合は、電話で問い合わせ、
受診時間等の指示に従います
- ④ かかりつけ医師が以内場合は発熱外来機能を有する医療機関または、
発熱相談センターに電話で問い合わせ、その指示に従う
発熱外来機能とは、発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域や
診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 （厚生労働省6/25）

濃厚接触者への対応の変更

- ① 濃厚接触者については、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性を説明して協力を求め、一定期間に発熱等の症状が出現した場合は、保健所への連絡を要請。
- ② 原則として**予防投与は行わない**。基礎疾患を持つ等、医師が重症化の危険性があると判断した場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施。（原則として**自費負担**、自治体により公費負担も）

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

自宅療養についての注意

- ① 患者は、感染防止対策として自宅においてもマスク着用などを実施。
こまめな手洗い、定期的な部屋の換気などの感染拡大の防止行動を
- ② 患者本人か家族が、**体温や症状の程度などを毎日確認し、記録する**
- ③ 自宅療養の期間は、**発症した日の翌日から7日を経過するまで**
又は解熱した日の翌々日までとする。
- ④ **重症化する兆候**がある場合、躊躇せず医療機関もしくは
発熱相談センターに電話で相談

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

発熱相談センターについて

- ① 受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介
- ② 自宅療養患者への相談対応等の情報提供を実施
- ③ 具体的な発熱相談センターの運用については、地域住民がどのような情報を必要としているか等に応じて都道府県等において決定

長期的に縮小していく方針が

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

外来部門における対応

- ① 発熱外来のほか、**全ての医療機関で発熱患者の診療**を実施
- ② 外来部門における**院内感染対策**を徹底
- ③ 発熱患者はマスクを着用（来院時）
- ④ 医療従事者は可能な限り常時サージカルマスクを着用
- ⑤ 発熱患者とその他の患者について**空間・時間的に隔離**する
 - ・ 待合室の区域を分ける（別室などできるだけ離す）
 - ・ 発熱者の診察時間をずらす
- ⑥ 薬局
 - ・ 発熱患者はマスクを着用
 - ・ 患者ではなく**家族等への薬の受渡し**、屋外での薬の受け渡しを

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 (厚生労働省6/25)

入院部門における対応

- ① 重症患者は一般医療機関においても入院の受入れを実施
- ② 院内感染対策を徹底
 - ・ 当該患者が入院する病室や病棟を集約する
- ③ 原則として陰圧病床での管理は不要
- ④ 人工呼吸器を使用する場合には、陰圧病床の使用を検討
- ⑤ 都道府県は、発熱患者の診療を原則行わない医療機関を定めることが可能（例えば透析病院、がん専門病院、産科病院等）
- ⑥ 薬局
 - ・ 発熱患者はマスクを着用
 - ・ 患者ではなく家族等への薬の受渡し、屋外での薬の受け渡しを

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等 に関する運用指針 改訂 （厚生労働省6/25）

学校・保育施設等の臨時休業の取扱い

- ① 患者が発生した場合は、都道府県等が必要に応じ臨時休業を要請
- ② 感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、
患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の
要請を行うことが可能